

あきば繁の市政報告

2015年4月
NO18号
発行者
市議会議員
あきば繁
茶屋新田71-4
Tel 48-2139

古河市議会、初の議員辞職勧告と刑事告発!

百条委「公選法違反」と指摘

古河市議会は、「体育協会の関連当事者との取引等について、針谷力議員の関与を調べ」調査特別委員会の報告書を、賛成多数で採択した。

つづいて、同議員の提灯竿もみまつりへの酒差し入れは、「公職選挙法」に触れる行為であり、自ら「議員辞職」を促す決議も採択した。

針谷力議員に「議員辞職勧告」決議を採択

酒差し入れ、ダメです

体協理事の同議員の契約は「議員の立場を利用した契約の疑い。議員の信用にかかわること」、また「提灯竿もみまつりに、酒の差し入

れは公選法に触れる」問題として、1月19日に証人尋問が行われました。開催された百条委員会の尋問で、秋庭繁委員は、針谷力証人に「保険契約問題と体協を使った市長選挙」、落合康之委員が「酒の差し入れの件」、生沼繁委員が

保険契約と酒問題

古河市議会に設置された特別委員会（百条委員会）は、当事者（針谷力議員）を除く全市議27名の委員で構成（倉持健一委員長）され、昨年9月から計6回の委員会が開催されました。

百条委員会は、1昨年解散した公益財団法人古河市体育協会と針谷力議員が経営する保険代理業との取引についてと、2013年12

「一連の新聞記事の真偽」について尋問しました。

針谷力証人は「保険契約は、間違いない。仕事として対応した」「遊説隊長、選対責任者をした」「お酒の差し入れは、商工会同期生から働きかけで同意した。当然のことながら、公職選

100条調査権とは何か

地方自治法第100条に基づき、地方議会が設置する調査と個別委員会。自治体の長や議員に疑惑や不祥事が生じた場合、真相を解明するために開く。

証言拒否は、禁固・罰金刑

関係者の出頭や証言、記録提出を請求する調査・権限があり、通常よりも大きな強制力を持つ。正当な理由がなく証言を拒否した場合は、禁固刑や罰金刑がある。

政治家の寄附は、禁止

政治家が、お祭りへの寄附や差し入れ、町会の集会や旅行等の催し物への寸志・飲食物の差し入れ、お中元・お歳暮、入学祝・卒業祝いも禁止です。

さらに、結婚祝いや香典、葬式の花輪・供花、病氣見舞いなども禁止されています。

政治家に寄附を勧誘・要求もダメ

町内会の役員が、町内会の全員に対して祭りの寄附を勧誘・要求するときでも町内に住む政治家に寄附を勧誘・要求してはならない。無理に勧誘・要求すると威迫行為として、罰則の対象になります。

市議会議員として人格と倫理の欠如

古河市議会は、百条委の報告を採択するとともに、人格と倫理の欠如として、「議員辞職勧告」決議を賛成多数で可決しました。

黒川輝男議員の発言の真偽解明尋問

証言拒否・偽証は、禁錮・罰金刑

盗撮事件、道の駅、無断欠席、選挙公報の真相解明

(百条委員会)

百条委員会は、第5回委員会を開催し、「黒川議員の議会に対する侮辱発言や問題行動に対する真偽・真相を解明すること

を目的」として、黒川輝男議員に対する証人尋問を行いました。

増田悟委員長は、冒頭に会議録署名委員の選出、4人の証人尋問を行うことを報告しました。

百条委員会で、解明すべき問題は、

- ① 「男性職員による盗撮事件に関与した議員は誰か」
- ② 「道の駅で古米を新米と偽って、販売したという真相」
- ③ 「社会福祉協議会の市議会代表理事でありながら、無断欠席を繰り返す返す行為」
- ④ 古河市議会議員一般選挙の「公約」の真偽について。

の4つの問題について百条委員会は、真相解明に向けて、左記の4人に証人出頭を要請しました。

道の駅駅長の滝誠吾氏、市観光交流課課長の土堂文雄氏、社会福祉協議会理事長の宇津木誠一氏に加えて黒川輝男証人の4人です。

盗撮事件に関与の議員は誰か

黒川輝男証人に対して、議会全員協議会で「このなかの議員が、担当課に出向いて、勤務時間中の職員に対し、なぜ職員を休ませているのか」、「職員は、加害者の後ろに議員の影、圧力のようなものを感じて、おそらく処分は甘くなると思っ」と発言した。4人の委員が、こ

の「担当課に出向いた議員は誰か、議員名を明らかにするよう」尋問しました。

尋問に応えず被害者に聞け

黒川輝男証人は、当初「被害者の父親から、その議員の名前を聞いてる。基本的人権、その家族のことを考え申し上げないほうがいい」と証言を拒みました。「出向いた議員はいない。つくり話の嘘」でないかの尋問に「被害者本人から聞いたらい」と、議員名についての証言を拒否しました。

道の駅で「古米」の販売はなかった

滝誠吾駅長に「平成26年6月13日当時の道の駅で古米を新米と偽って販売したか」、「しみだだけのバナナを販売の事実、またクレームがあったか」の秋庭委員他2人の委員が尋問しました。滝誠吾駅長は「全くそのような事実は

ない。熟したバナナは、2つまとめて別の棚に半額で販売。クレームはない」と証言。また、担当課長は「そういった事実の把握はない」と証言しました。

議会代表が無断欠席

黒川輝男議員は、議会代表理事でありながら、「無断欠席を続けている」について、秋庭委員が証人に尋問を行いました。宇津木誠一証人は、「委員各位には、職員が直接議案書を届けています」と公約している。欠席の連絡はなく平成25年3月

（平成26年10月まで、計6回連続して無断欠席である」と証言。改めて無断欠席が明らかになりました。

市に返すはウソだった

黒川輝男証人は、選挙公報で「報酬の引き下げを進めます。まずは自分から、報酬3分の1をカットし、供託します。任期満了後、市に返します」と公約しました。この公約について、秋庭委員他4人

の委員が尋問を行いました。黒川輝男証人は「当選後、供託できないことが解り、支持者（後援会代表）に謝罪、被災地支援に回した」と証言。

秋庭委員は、自ら発行した「黒川輝男の決意！議員は、在職中の報酬返還や選挙区内への寄付行為が禁止されています」と書いています。「初めから「供託も寄付」もできないことを知っていた。選挙公報や政策ビラは、市民を惑わし、ダマシ、ウソをついたことになる」と、追求しました。

証言拒否、偽証で古河市議会が告発

古河市議会は3月27日、議会最終日に医療費助成対象を18歳（20歳までの学生に拡大（所得制限）する条例の一部改正を含む63件を可決し閉会しました。今議会では、

針谷力議員と黒川輝男議員に対し、辞職勧告決議を採択しました。また、黒川輝男議員は「宣誓」に反し、「出向いた議員名」を明らかに出来ませんでした。黒川輝男議員の一連の発言は、つくり話の疑いもあり、古河市議会として地方自治法に基づく刑事告発の決議も採択をした。